

平成28年6月20日

平成28年登米市議会定例会 6月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第4号	核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書	1
	議員派遣の件	4
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第 4 号

平成 28 年 6 月 20 日

登米市議会議長 沼 倉 利 光 殿

提出者 総務企画常任委員会
委員長 伊藤 吉浩

核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則(平成 17 年議会規則第 2 号)第 14 条第 2 項の規定により提出します。

核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から70年を経て、いま世界では核兵器禁止の流れが大きく前進している。2012年に16カ国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年（2011年）の第9回NPT（核不拡散条約）再検討会議で国連加盟国の8割をこえる159カ国に急速にひろがり、第70回国連総会では、核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択された。

また、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、「核兵器を禁止する条約」、それに準じる法的措置を求める流れが強まっている。国連総会では、昨年（2011年）に続いて核兵器の開発製造から、実験、保有、使用のすべてを禁止する「包括的条約」の交渉をただちにジュネーブの軍縮会議でおこなうことを求める非同盟運動の決議に加え、すべての国に核兵器禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める効果的な措置を求める「人道の誓約」決議や核兵器を禁止・廃絶する法的拘束力を持つ措置を求める「倫理的義務」決議が採択された。

さらに、法的措置を議論する「作業部会」を求める決議「多国間核軍縮撤廃交渉の前進」についても138カ国が賛成して採択された。決議は、国連総会の補助機関として今年スイス・ジュネーブで期限、参加に枠をはめない「オープンエンド作業部会」の開催を求め、市民の参加も重視している。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現のために役割を果たす」と繰り返し述べてきた政府は、「生きていくうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声や、「核兵器のない世界」を求める国民の願いにこたえるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

いまや世界の大勢は核兵器全面禁止であるが、核保有5カ国は「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」（＝段階的な前進）を主張して、核兵器禁止を正面から議論することを避け続けている。

いま政府に求められているのは、この現状を打開するための「決断と行動力」にある。政府は昨年（2011年）のNPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159カ国の共同声明に名を連ねており、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」との声明が訴えている意味は非常に大きい。政府は、被爆国として、自ら賛同した声明内容を実現するため、さらに尽力することが責務である。

政府に次のことを要望する。

- 一、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、国連主催のオープンエンド作業部会や第 71 回国連総会で被爆国としてふさわしい行動をとること。
- 一、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を築くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

宮城県登米市議会議長 沼倉 利光

内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿

議員派遣の件

平成 28 年 6 月 20 日

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則 170 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

件 名 登米市議会意見交換会

- (1) 派遣目的 市民の意見等を把握し、議会内での議論及び政策形成につなげていくため。
- (2) 派遣場所 市内 9 会場
- (3) 派遣期間 平成 28 年 7 月 13 日（水）、14 日（木）
- (4) 派遣議員 全議員

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取り扱いは、議長に一任する。